重要事項説明書

医療法人　総心会　長岡京病院

訪問リハビリテーション

総心会　長岡京病院　訪問リハビリテーション　重要事項説明書

１．医療法人総心会長岡京病院訪問リハビリテーションは京都府知事の指定を受けた介護保険適用の事業所です。（介護保険事業所番号　２６１３０００７９９）
医療法人総心会では、訪問リハビリテーションの他に以下の居宅サービス事業等も実施しておりますので、介護保険サービスに関するご相談・ご要望・入院・退院等の手続き・苦情等がございましたらご遠慮なく以下の相談窓口までお申し出下さい。

サービス項目	サービス内容の概要
① 居宅介護支援事業	① 申請代行、ケアプラン作成、他必要な相談援助
② 通所リハビリテーション（デイ・ケア）	② 心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる作業療法・理学療法、その他必要なリハビリテーションを実施。
④ 訪問看護	④ 訪問看護ステーション「ふれあい」による訪問看護等の実施。

〔相談窓口〕

長岡京病院訪問リハビリテーション：担当　金子　智哉

０７５－９５５－１２１３（直通）　０７５－９５５－１１５１（代表）

その他の窓口として、居宅介護支援事業所　電話０７５－９５５－１１５１（代）

両窓口とも、祝日を除く月曜日から金曜日午前9時～午後5時、土曜日午前9時～12時を原則とします。

２．訪問リハビリテーションの概要

名　　称　　医療法人　総心会　長岡京病院　訪問リハビリテーション
開 設 者　　医療法人　総心会　理事長　村上　耕一郎
所 在 地　　〒６１７－０８２４　京都府長岡京市天神１丁目２０番１０号
ＴＥＬ・ＦＡＸ　０７５－９５５－１２１３
営業日時　　月曜日　～　金曜日　９：００～　１７：００
土曜日　　９：００～　１２：３０
＊日曜・祝祭日・年末・年始を除く

職員体制

職種		常勤	非常勤	計
医師（管理者）	院長 村上 耕一郎	１名		
理学療法士		９名（兼務）	１名	１０名
作業療法士		２名（兼務）		２名

３．運営方針

① 総心会長岡京病院訪問リハビリテーションは、理学療法士が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。

② 対象者は、訪問リハビリテーションが必要と主治医が認めた要介護者です。

③ サービスは、掛かりつけ医と当院医師との密接な連携と訪問リハビリテーション計画にもとづき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康を推進、快適な在宅療養生活が継続できるように支援することを目的とします。

④ 訪問リハビリテーション事業の実施にあたっては、関係市町村・地区医師会をはじめ地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものです。

４．具体的な運営内容

① リハビリテーション

理学療法士による筋力低下予防、残された機能の維持・促進、日常生活上のリハビリ指導の実施

② 症状観察

血圧、脈拍、体温、呼吸といった基本的な健康状態のチェックを始めとし、症状や障害・全身状態の観察をいたします。

③ 安楽な体位の工夫

④ ご本人、ご家族への療養・介護指導や助言

⑤ 入退院時・入退所時に必要な情報交換、連絡調整

⑥ 医療機関との連携・協力による相談対応

⑦ 福祉サービスの相談・紹介。福祉機器類についての助言

⑧ その他、主治医の指示に基づくもの

５．利用料金等

（１）介護保険適用のサービスにかかる利用者負担金について

介護保険で給付されるサービスにかかる利用料は、原則として介護報酬に定めた額の１割負担となります。（一定以上の所得がある６５歳以上の利用者の方は２～３割）ただし、介護保険の適用でも、保険料の滞納等により、法定代理受領できなく

なる場合があります。その場合は一旦介護報酬に定められた額の全額を徴収し、サービス提供証明書を発行します。この証明書を後日、住居地の市町村の介護保険窓口に提出されますと払い戻しを受けることができます。
当センターをご利用された場合、1 日あたりの介護保険適用部分の利用者負担額（概算）は以下の表の通りです。京都府の福祉制度や重症老人健康管理事業対象者等の受給証をお持ちの方でも、介護保険にかかる利用者負担額は必要となります。ただし、生活保護受給者、 特定疾患受給者証をお持ちの方は公費で補助される場合があります。

基本利用料	（介護）308 単位／回 （介護予防）298 単位／回
サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）6 単位／回　（Ⅱ）3 単位／回
移行支援加算（介護）	17 単位／日
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位／日 （退院・認定日から 3 ヵ月以内）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（介護）	240 単位／日
リハビリテーションマネジメント加算（介護）	（イ）180 単位／月
	（ロ）213 単位／月
	事業所の医師が利用者または家族へ説明し同意を得た場合 270 単位／月を加算
退院時共同指導加算	600 単位／回
口腔連携強化加算	50 単位／回
介護職員等処遇改善加算	1 ヶ月の総利用単位数の 1.5%

医師がリハビリ計画作成にかかる診療を直接行わなかった場合は 50 単位／回を減算する。
介護予防は利用開始から 12 ヶ月を超えると 30 単位／回を減算する。
介護予防の利用開始から 12 ヶ月を超えた場合であっても、3 月に 1 回のリハビリ会議の開催と、リハビリ計画書の情報を厚生労働省に提出していれば減算は行わない。
自己負担分利用料金は、単位数×10.55 円の 1 割～3 割負担となる。

（2）保険サービス適用外のサービス内容と利用料について

① 交通費

当事業所が規定している通常サービス地域（長岡京市・向日市・大山崎）以外の方は、サービスを提供する場所までのタクシー代を含む公共交通機関利用にかかる費用の実費を徴収いたします。

② 利用料等の請求について

毎月、月末で締め、請求書をご本人またはご家族にお渡しいたしますので、担当者にお支払い下さい。取り扱い時間は営業時間帯が原則となります。領収書は本院指定の様式で発行します。

6．キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに下記までご連絡ください。

総心会　長岡京病院　訪問リハビリテーション

ＴＥＬ・ＦＡＸ　０７５－９５５－１２１３（直通）

7．事故発生時の対応

サービスの提供中に係る、ご利用者の事故発生時の対応は以下のように行います。

①状態の悪化・転倒などが発生した場合、ご家族の協力を得ながら応急処置し、主治医の指示を得て、必要な処置・手配をする。入院となった場合は、入院先と連携、サマリーを提供する。

②管理者は事故について状況を把握・分析し、必要な措置を講じる。

③関係行政・関係各所への報告

H.16.1.6 付.「介護保険事業者における事故発生時の報告取り扱い要領（向日市・長岡京市・大山崎町）」に従って、必要な措置を講じる。

8．虐待防止に関する事項

（1）当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとします。

① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③ その他虐待防止のために必要な措置

（2）当事業所は、訪問時などに虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者等関係機関に通報するものとします。

9．身体拘束に関する事項

（1）当事業者は、サービスの提供にあたっては、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、利用者本人または他人の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を得た時のみ、その条件と期間内にて必要最小限の範囲で身体拘束等を行うことがあります。

（２）当事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項の記録をします。

（３）当事業者は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図ることとします。

（４）当該利用者又はご家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討します。

１０．サービス内容に関する苦情

サービス内容に関する相談・苦情がございましたら、ご遠慮なく受付窓口もしくはスタッフまでお申し出下さい。

その他苦情を受け付けている行政等の窓口（受付時間　平日　午前９時～午後５時）

長岡京市 高齢介護課　　０７５－９５１－２１２１（代）

向日市 高齢介護課　　０７５－９３１－１１１１（代）

大山崎町 健康課高齢介護係　０７５－９５６－２１０１（代）

京都府国民健康保険団体連合会苦情処理窓口　　０７５－３５４－９０５０

１１．秘密保持

① サービスを提供する上で知り得た利用者及びご家族に関する個人情報を、理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も同様です。

② 利用者から得た個人情報を利用者の為の医療連携、利用者へのサービス向上のために、関連機関へ提供することがあります。

③ ②において、関連機関への個人情報の提供を拒否される方は、その申し出があった時より、提供を停止します。

④ 利用者の個人情報を使わせて頂く利用目的は以下の通りです。

（１）当該事業所の介護サービスへの利用

（２）介護サービス業務の維持・改善のための基礎資料

（３）学生の実習への協力

（４）介護保険事務

（５）行政上の業務への対応

（６）ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせへの対応

（７）損害賠償保険等に係る保険会社への相談または届出

以上の利用目的以外で利用者の情報を利用する場合は、利用者ご本人に個別に理由をご説明し、同意を得た上で行うものとします。

１２．情報の開示

① 利用者と利用者から同意を得た方は、開示申請を行った上で、利用者のカルテを事業所内で閲覧できます。

② 開示申請は当事業所スタッフか長岡京病院受付までご相談ください。

③ 利用者と利用者から同意を得た方は、開示申請を行ったカルテの全部もしくは一部を事業所内で複写できます。複写料は１ページ当たり２０円です。

④ 複写されたカルテの取り扱いは開示申請をされた方の責任となります。

１３．その他

① 理学療法士は、年金の管理、金銭の貸借などの取り扱いは致しません。

② 理学療法士に対する贈り物や飲食等のもてなしは、一切お断りしております。

１４．医療法人総心会の概要

医療法人総心会では以下の施設及び居宅サービスを実施しております。

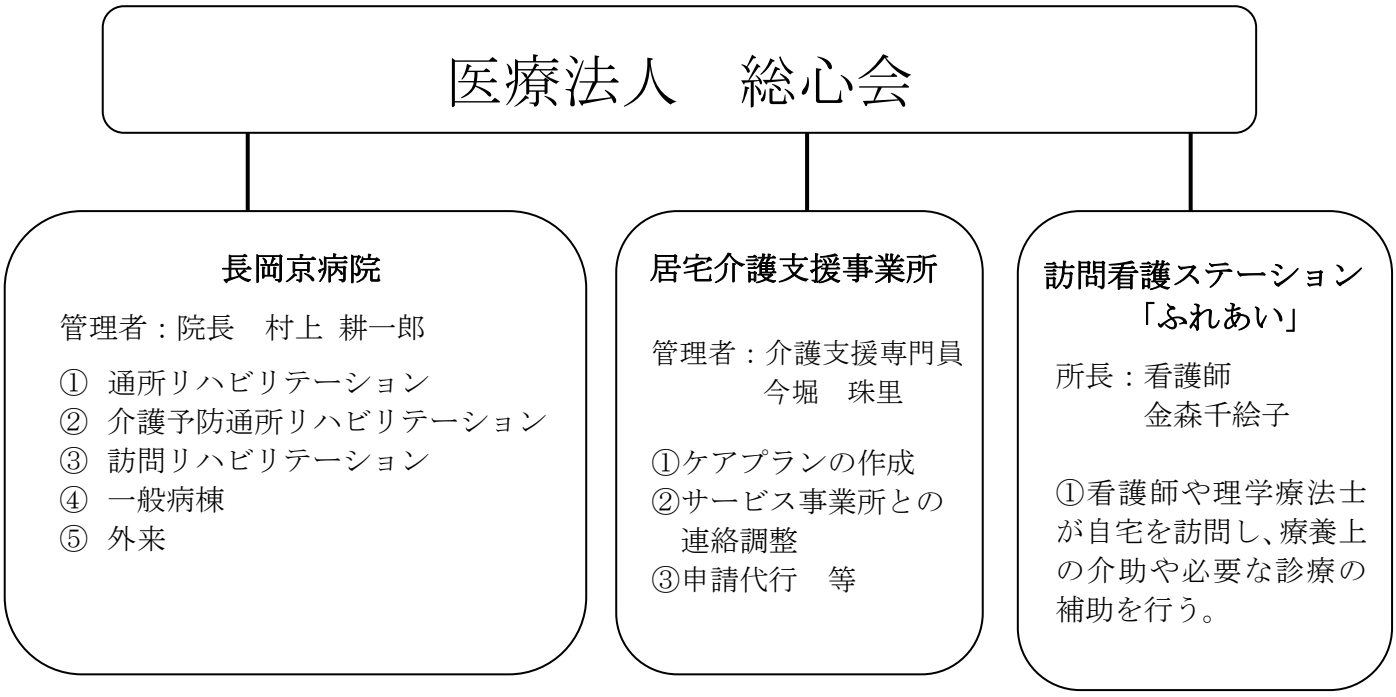

事業者名

医療法人　総心会　長岡京病院　訪問リハビリテーション

（介護保険事業所番号　２６１３０００７９９）

代表者名　　院長　村上　耕一郎

本紙、重要事項説明書について説明を受け、同意の上、受領いたしました。

説明日

年　　月　　日

説明者

氏名

利　用　者

代　理　人